

学校いじめ防止基本方針

大阪府立桃谷高等学校
定時制の課程（夜間）
令和5年5月8日改訂

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「生命の尊さに気づかせ、自分を認め、他の人を認める態度や人格の育成をめざし、ともに学び、ともに育つ」教育を推進しており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- インターネットや SNS を含め、パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図ることができる。

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員（下線部…コア委員会メンバー）

准校長、教頭、首席、生徒保健部長、各年次代表、人権教育推進委員会実務担当、
養護教諭、生徒支援委員会実務担当、S C、S S W、その他関係する教職員

(3) 役割

ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（P D C A サイクルの実行を含む。）

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

大阪府立桃谷高等学校 定時制の課程（夜間）					いじめ防止年間計画
	1年次	2年次	3年次	4年次	学校全体
4月	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 高校生活支援カードによって把握された生徒状況の集約	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 HR（クラス開き）	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 HR（クラス開き）	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 HR（クラス開き）	第1回 いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有）
5月	遠足 保護者懇談週間	遠足 保護者懇談週間	遠足 保護者懇談週間	遠足 保護者懇談週間	「学校いじめ防止基本方針」のHP更新
6月	いじめ等アンケート実施 体育祭	いじめ等アンケート実施 体育祭	いじめ等アンケート実施 体育祭	いじめ等アンケート実施 体育祭	教職員間による公開授業週間（わかる授業づくりの推進）
7月	人権HR 個人面談	人権HR 個人面談	人権HR 個人面談	人権HR 個人面談	第2回委員会（アンケートの確認）
8月					
9月	個人面談	個人面談	個人面談	個人面談	
10月	いじめ等アンケート実施 高校生活支援カードによって把握された生徒状況の集約	いじめ等アンケート実施 高校生活支援カードによって把握された生徒状況の集約	いじめ等アンケート実施 高校生活支援カードによって把握された生徒状況の集約	いじめ等アンケート実施 高校生活支援カードによって把握された生徒状況の集約	第3回委員会（アンケートの確認・進捗確認）
11月	文化祭 人権HR	文化祭 人権HR	文化祭 人権HR	文化祭 人権HR	
12月	個人面談	個人面談	個人面談	個人面談	教職員間による授業見学週間（わかる授業づくりの推進）
1月	いじめ等アンケート実施 人権HR	いじめ等アンケート実施 人権HR	いじめ等アンケート実施 人権HR	いじめ等アンケート実施 人権HR	第4回委員会（アンケートの確認・年間の取組の検証）
2月					
3月					

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ防止等の取組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ対策委員会（コア委員会）を、前期2回、後期2回の年4回開催し、取組が計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

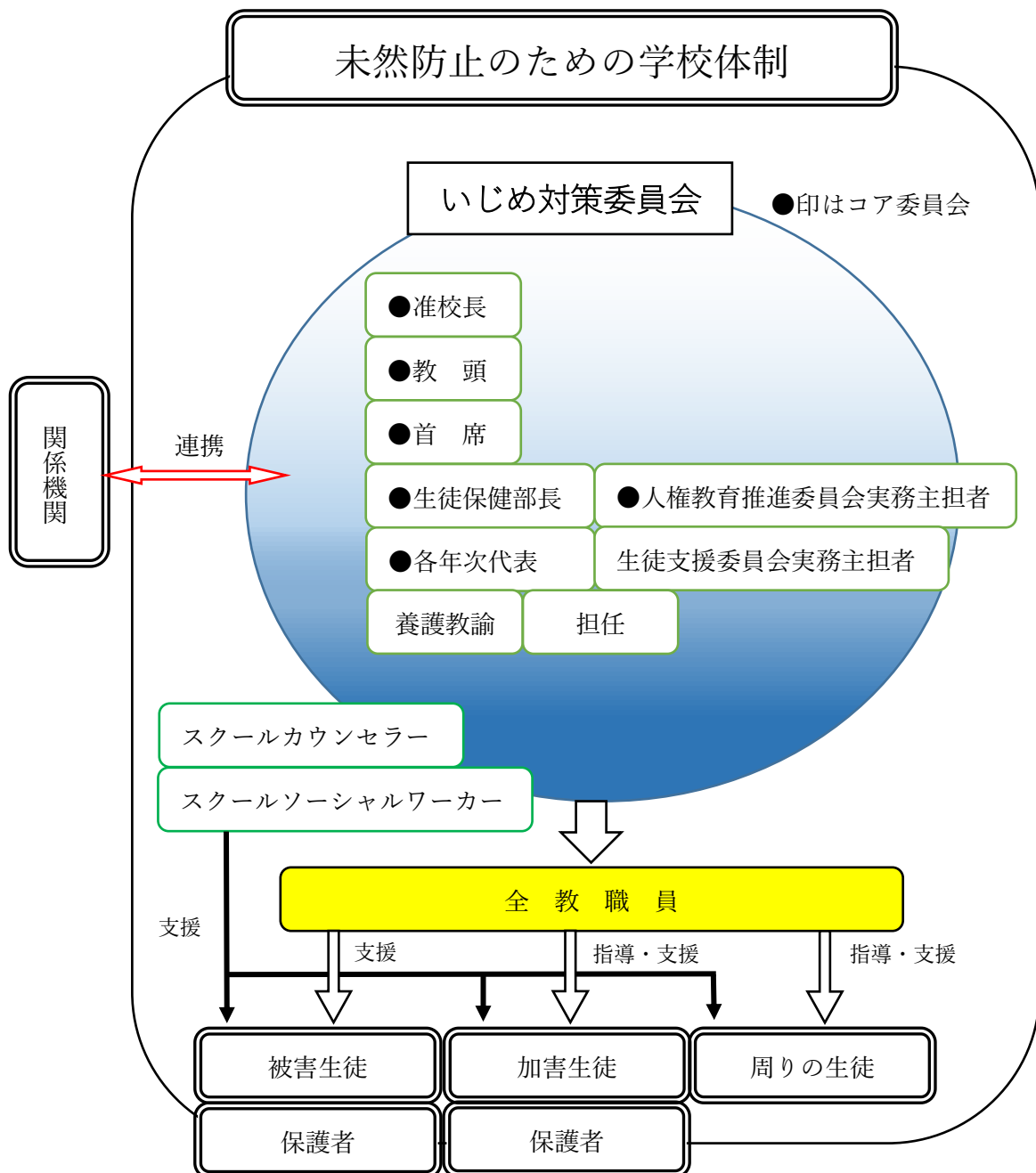
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重

が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組の中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2 いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して、教職員及び生徒に対して、以下の①～⑤のようないじめ問題について基本的な認識を持たせる。

- ① いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ② いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ③ いじめはその行為の態様により、刑法法規に抵触する場合がある。
- ④ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑤ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

生徒が安全で安心して通うことができる学校には、生徒が自らを認めることができる雰囲気づくりが不可欠である。そのため、教職員が生徒とのコミュニケーションを密にし、生徒のニーズや課題に応えることを通して、生徒が自らの存在を認め、学校に対する安心感を醸成する。

これとともに、学習全体を通して様々な人間がいることや多様な価値観があることを伝え、他者を理解し尊重する態度を育てる。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意として、まず、教職員の不適切な認識、何気ない態度や言動が結果としていじめを助長してしまう場面があることを理解しなければならない。そういったことがないように、職員研修を実施し、教職員が意見交換できる場を設定する。

生徒に自己肯定感を持たせるため、生徒全員がわかる・できるを体感できる授業をめざす。UDLの観点を用いた授業づくり、教員相互の授業見学を通して、他教科の教員からも助言や指導を受けることができる。それらの積み重ねによって教職員の不適切な認識や言動を防ぎ、分かりやすい授業づくりにつながる。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、総合的な探究の時間や人権ホームルームの中で、ストレスと感じる前に自ら困ったときに助けを求められることができる姿勢、発信する力が必要であることを伝える。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育むために、本校では一人一人の生徒に寄り添うことや基礎学力の習得に力を入れる。本校には、不登校・中退を経験したり、学習経験が不足している生徒が一定数いる。そのような生徒は自己有用感や自己肯定感が低いことが多い。学習指導を粘り強く行い、小さな成功体験を積み重ねることを通して、生徒が自信を持つことができるように指導する。

- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、学級活動や人権ホームルームで自分がどのような行動がいじめにつながり、また、そのときに自分はどのような行動を取るべきか等を考えさせていく。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは年2回実施する。

定期的な教育相談としては、保護者懇談や個人面談の利用がある。日常の観察として、交友関係を把握し、生徒の人間関係がどうあるかについて観察する。授業担当者や担任、また養護教諭との連携を強化し、情報共有していくことが大切である。

- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、夏期休業期間中を利用して家庭訪問を実施することや、日ごろから学校、生徒の様子を伝え、家庭との連携を密にしておくことが必要である。

- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、日ごろからあいさつや何気ない声かけを大切にし、良好な関係を構築しておく。また、相談窓口を明らかにし、年度初めに全校生徒・保護者に対して担当者を紹介する。

- (4) いじめに特化した相談だけでなく、普段からスクールカウンセラーとの面談をすることが可能であることをホームルームや生徒集会などにおいて、相談体制について広く周知する。

- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、平成25年度に施行した本校の個人情報保護方針に基づき適切に管理する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し迅速に対応する。

その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに年次主任や分掌長等に報告し、いじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育庁に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめた児童生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒に生命の尊さに気づかせ、自分を認め、他の人を認める態度や人格の育成をめざし、ともに学び、ともに育つ教育を進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携する。

体育祭や文化祭、遠足等は、生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察を行う。